

第3章

第2節 開発登録簿用図面の作成方法

第2節 開発登録簿用図面の作成方法

[担当：まちづくり局宅地審査課]

1 開発登録簿

開発登録簿は、都市計画法第46条に基づいて市長が調製し保管しなければならないことになっています。開発登録簿は調書と図面で構成されており、本市ではこれらの調書と図面を保管しています。

この登録簿用図面は開発許可通知書を受領する際に、宅地審査課へ提出していただきます。また、提出した登録簿用図面の内容が変更になる場合には、その都度、変更後の図面も提出していただきます。

2 開発登録簿用図面

(1) 提出用図面の種類

ア 開発区域区域図（折り曲げ不可） A-4サイズ（縦210mm、横297mm）

この図面は、本市発行の都市計画基本図(1/2,500)を使用して作成してください。

現地へ至るための駅等の、わかりやすい目標物が入らないときは、至近の目標物から、この図面に至る略図を図面の右隅に張り付ける等の工夫をしてください。

イ 土地利用計画図（折り曲げ不可） A-3サイズ（縦297mm、横420mm）

この図面は、開発許可申請書の添付図面の「土地利用計画図」を利用して作成してください。

提出図面は、開発行為の区域（開発区域のエリアライン）を明示し、新設又は拡幅する道路の状況及び幅員、宅地の形状及び面積、土地のレベル、給排水管の敷設状況及び管径等について、明瞭に判別できる精度のものを提出してください。

提出する図面は、折り曲げないように、取扱いには注意してください。

(2) 開発登録簿用図面の原図

ア 開発区域区域図

開発区域区域図の原図は、本市発行の都市計画基本図 1/2,500 をそのまま利用し、縮小はしないでください。

イ 土地利用計画図

- ・土地利用計画図の原図は、再複写により登録簿用図面が不鮮明とならないように開発許可申請用「土地利用計画図」の原図と共用してください。
- ・原図中で、道路の幅員、土地の計画高、給排水の系統等のラインや数値が不鮮明なものは、あらかじめ明瞭に書き直してください。

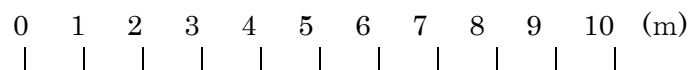
(3) 原図から提出用図面の作成

ア 開発区域区域図（折り曲げ不可） A-4サイズ（縦210mm、横297mm）

- ・原稿となる都市計画基本図 1/2,500 から等倍で1回複写で作成してください。

イ 土地利用計画図（折り曲げ不可）A－3サイズ（縦 297mm、横 420mm）

- ・土地利用計画図は、（２）による原図から面積比で１００％～７０％程度までの縮小により１回複写で作成してください。（文字が潰れますので原図からの複写は１回限りで仕上げてください。）
- ・上記に従って縮小してもなおA－3サイズ（縦 297mm、横 420mm）の用紙に収まらない場合には、土地利用計画区分図をA－3サイズ（縦 297mm、横 420mm）で作成し、土地利用計画図は、「土地利用計画図（ ）」（（ ）内は区分図の記号）と題してA－3サイズ（縦 297mm、横 420mm）で必要な枚数を作成してください。この場合にも、「土地利用計画図（ ）」（（ ）内は区分図の記号）は原図より１回限りの複写で作成してください。
- ・図面の提出前に、必要な文字が明瞭に写っているかを確認してください。
- ・提出する図面（縮小後）には、次のようなバースケールをつけてください。



（４）提出用図面の提出方法

- ・提出用図面データはPDFデータで作成してください。開発区域区域図（A－4サイズ）、土地利用計画図（A－3サイズ）の順で、まとめて１つのファイルで作成してください。
- ・データは白黒で作成し、解像度は200dpi程度としてください。
- ・データの容量は500キロバイト程度としてください。
- ・提出媒体は、CDとします。USBは使用できませんのでご注意ください。
- ・提出時には（３）で作成した紙ベースのものも同時に提出してください。

（５）提出用図面の材質

提出用の図面の材質は白焼とし、**折り曲げないよう注意**して提出してください。

（６）提出用図面への記載事項

提出用図面（登録簿用図面）には、土地利用計画図に記載すべき内容を網羅すると同時に、新設又は付け替えに係る公共施設がある場合は、その帰属先を明記してください。
なお、工事完了時に提出する登録簿用図面の図面名称は「竣工図」としてください。

詳しいことは、宅地審査課へご相談ください。

※ 土地利用計画図が(A-3サイズ)一枚に収まらない場合(参考)

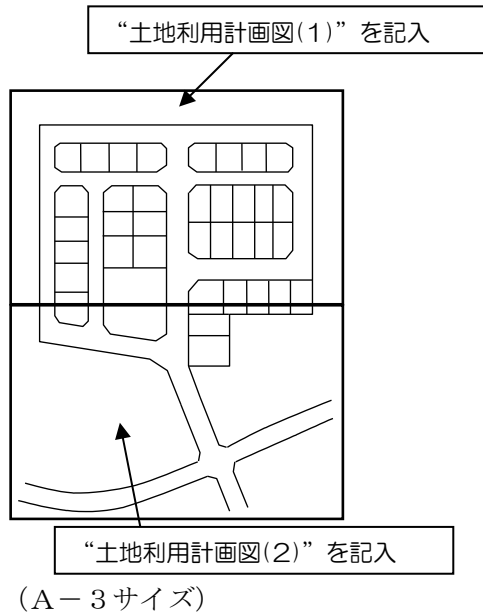


図 32- 1 「土地利用計画区分図」

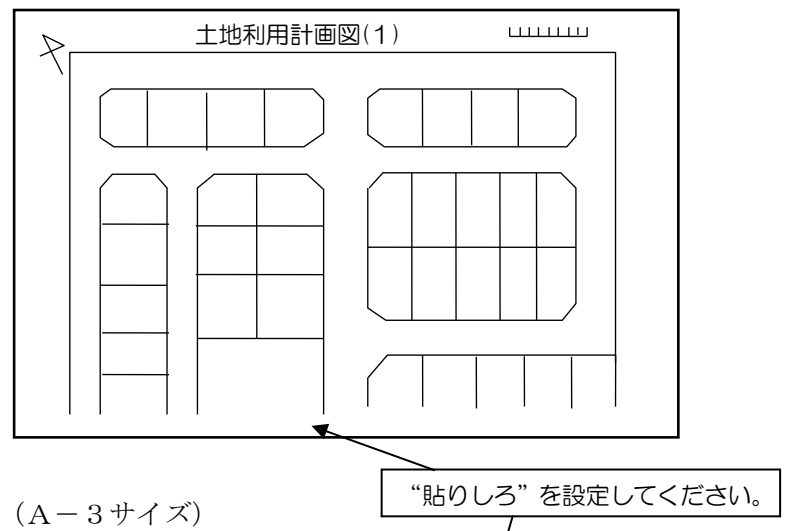
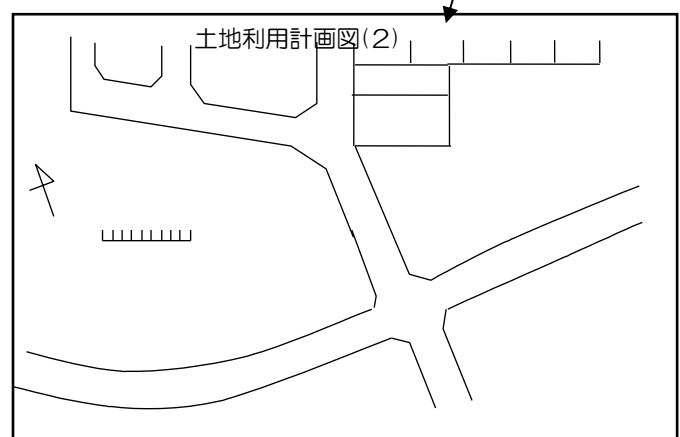


図 32- 2 「土地利用計画図 (1)」



(A-3サイズ)

図 32- 3 「土地利用計画図 (2)」

※貼りしろの幅は、1 c m～2 c m程度に設定してください。

※ 「土地利用計画区分図」は「土地利用計画図 (1) (2)」の位置を表示するものです。
「土地利用計画区分図」には図 32- 1 のように、各土地利用計画図がどの部分に当たるかを記入してください。